施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六　法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての銀行の説明会への出席の有無

三　全ての銀行の意見書の提出の有無

［四・五　略］

3　前項の書類には、銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八　［略］

2　法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　［略］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十四条の七十三　法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一　加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　略］

2　［略］

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四　法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「すべての銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六　［同上］

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての銀行の説明会への出席の有無

三　すべての銀行の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八　［同上］

2　［同上］

一　第三十四条の六十六第一項第二号の規定によりすべての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十四条の七十三　［同上］

一　加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　同上］

2　［同上］

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四　［同上］

［一～三　同上］